

2017（平成29）年度

危機管理マニュアル

学校安全計画

弘前学院聖愛中学高等学校

目 次

I	学校における安全管理	1
II	事故発生時の対応	4
III	火災発生時の対応	6
IV	交通事故発生時の対応	8
V	伝染病・食中毒発生時の対応	9
VI	不審者侵入時の対応	10
VII	修学旅行等における緊急時の対応	12
VIII	心身の悩みへの対応	14
IX	いじめ等への対応	15
X	セクシャル・ハラスメントへの対応	16
XI	緊急保護者会の開催	17
XII	報道関係者への対応	18

2017（平成29）年度 学校安全計画

* 学校の危機管理 *

学校における正常な教育活動が何らかの理由で阻害されることのないように、予想される危機を未然に防止する。あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置に努め、生じてしまった事故や事件に対する善後策を講ずる。

I 学校における安全管理

学校は教育の場として、また成長過程にある生徒が、家庭について長時間を過ごす集団生活の場として、常に安全で健康的な環境が維持されなければならない。

学校における安全管理は、事故の要因と学校環境や生徒の生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、生徒の安全確保を図るようにすることであり、安全指導と表裏一体の活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。

このための学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故発生時の措置及び通学の安全管理などを年間計画に基づいて、適切に行う必要がある。

1. 安全管理の内容

事故は人的要因と物的要因との双方に適正を欠いた状況の下に発生するものと考えられる。事故発生の経緯を考察すると、その原因として、いずれか一方だけが指摘されることはまれであり、多くは生徒の行動と施設との相関関係において発生していることに留意する必要がある。

生徒は、危険に対する判断力が未発達であるため、その動作・行動が予期せぬ事故を招いていることが多い。このことは、生徒の生活における危険は、質・量とも成人に比較にならないほど大きいことを意味している。したがって、学校施設・設備の安全管理は、生徒に対する直接的な行動規制としての生活管理及び危険に対する判断能力の育成のための安全学習・安全指導と関連づけることが大切である。

また、学校施設・設備の状態は、時間の経過及び自然的・人為的作用によって、常に流動的であることから、使用方法によっては、「昨日は安全であった」からといって「今日も安全である」とは言えないことに留意し、学校施設・設備の安全管理は計画的・継続的に行われる必要がある。

2. 学校施設・設備の安全管理の機能

学校安全の中で安全管理は、次のような機能を有するものと考えられる。

- (1) 学校施設・設備の中に潜在している危険を早期に発見し、それに対して事前指導を講ずることによって事故の防止を図り、安全な教育活動を確保すること。

- (2) 地震・豪雪・台風等の異常な自然現象及び火災の災害に備えて、人的・物的被害を最小限に食い止めるとともに、生徒の安全を確保するための環境条件を整備すること。
- (3) 事故の直接的・間接的原因がその時の生徒の心理状態による場合もあることから、生徒が安全について必要な事柄を理解し、これらの日常生活に適用して、安全な行動ができるような雰囲気づくりをしていくこと。

3. 学校施設・設備の安全管理の対象

学校施設・設備の安全管理は、校舎内外の施設・設備のすべてについて行う必要がある。

4. 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

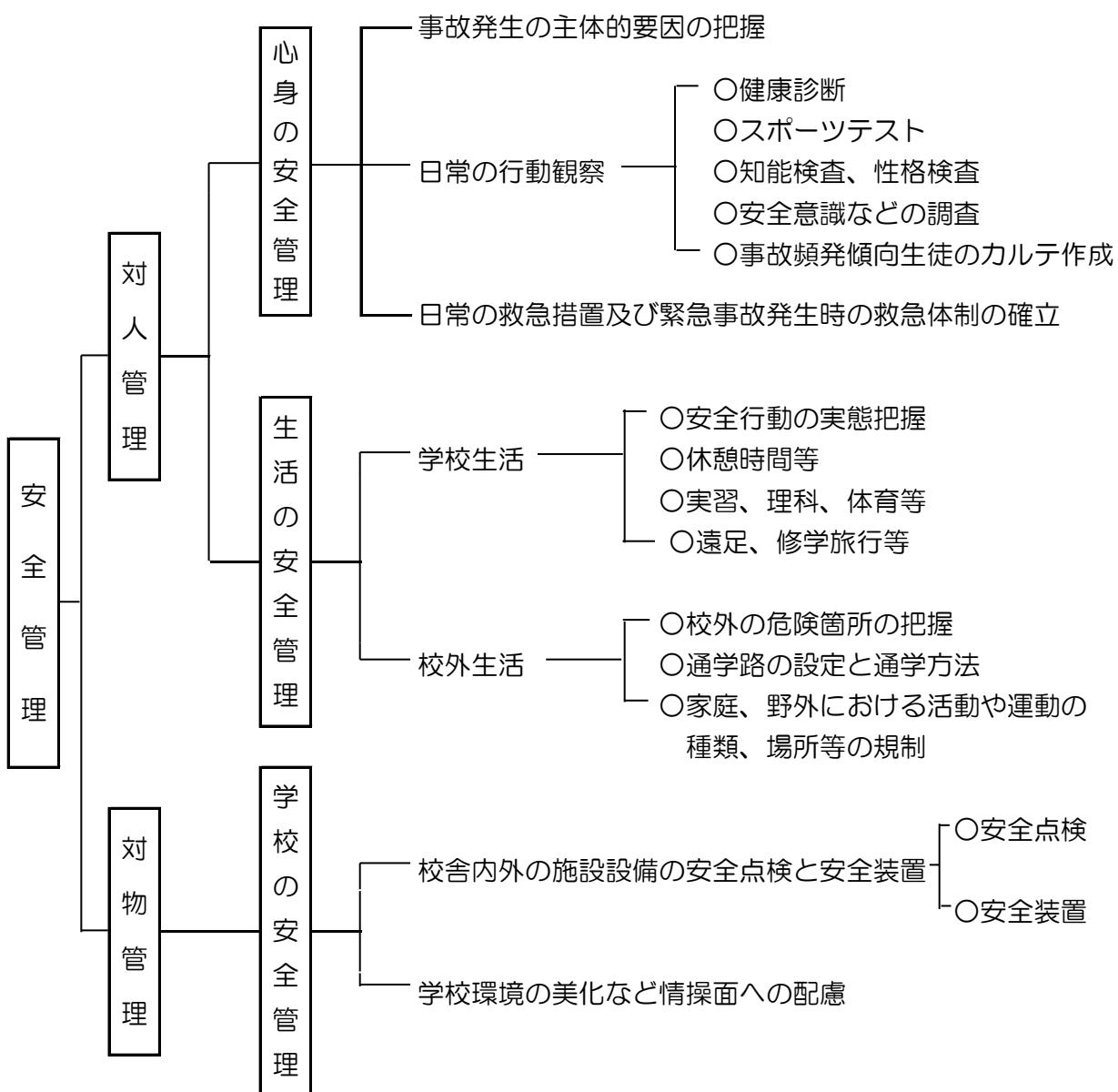
- ア 施設・設備の安全点検
- イ 各教科、学校行事、部活動、休憩時間、その他の学校生活の決まり・約束等の設定
- ウ 安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況の調査
- エ その他の必要事項

(2) 交通安全

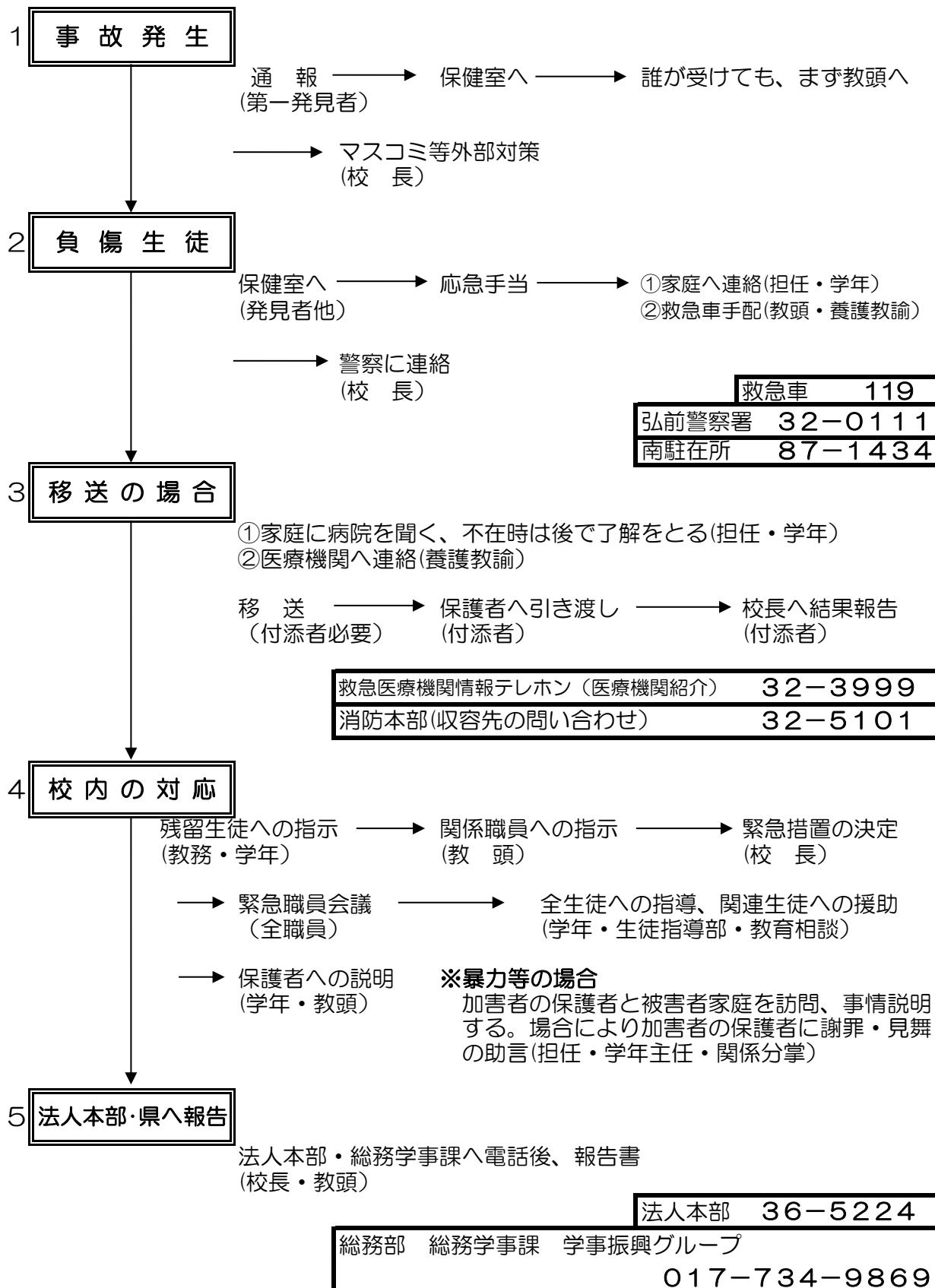
- ア 通学路の設定と安全点検
- イ 通学に関する安全の決まり・約束等の設定
- ウ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況の調査
- エ その他の必要事項

(3) 災害安全

- ア 防災のための組織づくり
- イ 避難場所・経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検
- エ その他の必要事項



II 事故発生時の対応



◎ 救急処置

教職員は、いったん出校した生徒の健康管理・保健教育には重大な責任を持っている。生徒の予期しない事故に遭遇した場合には、当該及び関連生徒に対し、その被害を最小限に押さえ、かつ「心のケア」に留意する。

- 1 学校における救急処置は、次の場合に限定される。
 - (1) 医療機関または保護者に引き渡すまでの応急処置の範囲であること。
 - (2) 一般医療の対象とならないような軽微な応急処置であること。
- 2 保健室等での休養は原則として1時間限度とする。休養しても回復の見込みのないものは、HR担任・学年と相談した上、家庭に連絡して適切な処置を講ずる。
- 3 医師の診断を阻害するような処置は絶対に避けるよう適切な判断をする。
- 4 急病人・事故発生時は、校医その他の医療機関と連絡をとり、速やかに適切な処置をする。その際、経過と時刻をメモしておくことが大切である。
- 5 次のような症状は危険な兆候として救急車を要請する。

救急車要請の基準

- ①意識喪失の持続するもの
- ②ショック症状の持続するもの(呼吸困難・脈拍微弱・血圧低下等)
- ③けいれんの持続するもの
- ④激痛の持続するもの
- ⑤多量の出血を伴うもの
- ⑥骨の変形を起こしたもの
- ⑦大きな開放創のあるもの
- ⑧広範囲の火傷を受けたもの

- 6 保護者には、HR担任・学年を通じて速やかに連絡をとる。連絡内容は次のこと に留意する。

保護者への連絡

- ①相手に動搖を与えないように沈着冷静に話す
- ②事故の経過と生徒の状況を簡潔に話す(メモを見る)
- ③学校のとった処置を正確に話す(私見や想像を入れない。メモを見る)
- ④どこの病院がよいか聞く(メモをとる)
- ⑤生徒を引き渡す場所を相談する

生徒の場合、親権者の同意を得ないと、診断を受けさせることはできない。傷病があまりにも重篤であり、保護者の連絡がつかず同意が得られなくとも医師の診療行為は違法とはならないが、少なくとも校長・教頭の了解を得る。

- 7 救急車以外の場合、移送車にタクシーを用いる。教員の自家用車での搬送はできるだけ避ける。これは、疾病者の観察・処置に重点を置き、交通事故などの危険と自己責任を回避するためである。

移送中の観察・注意事項

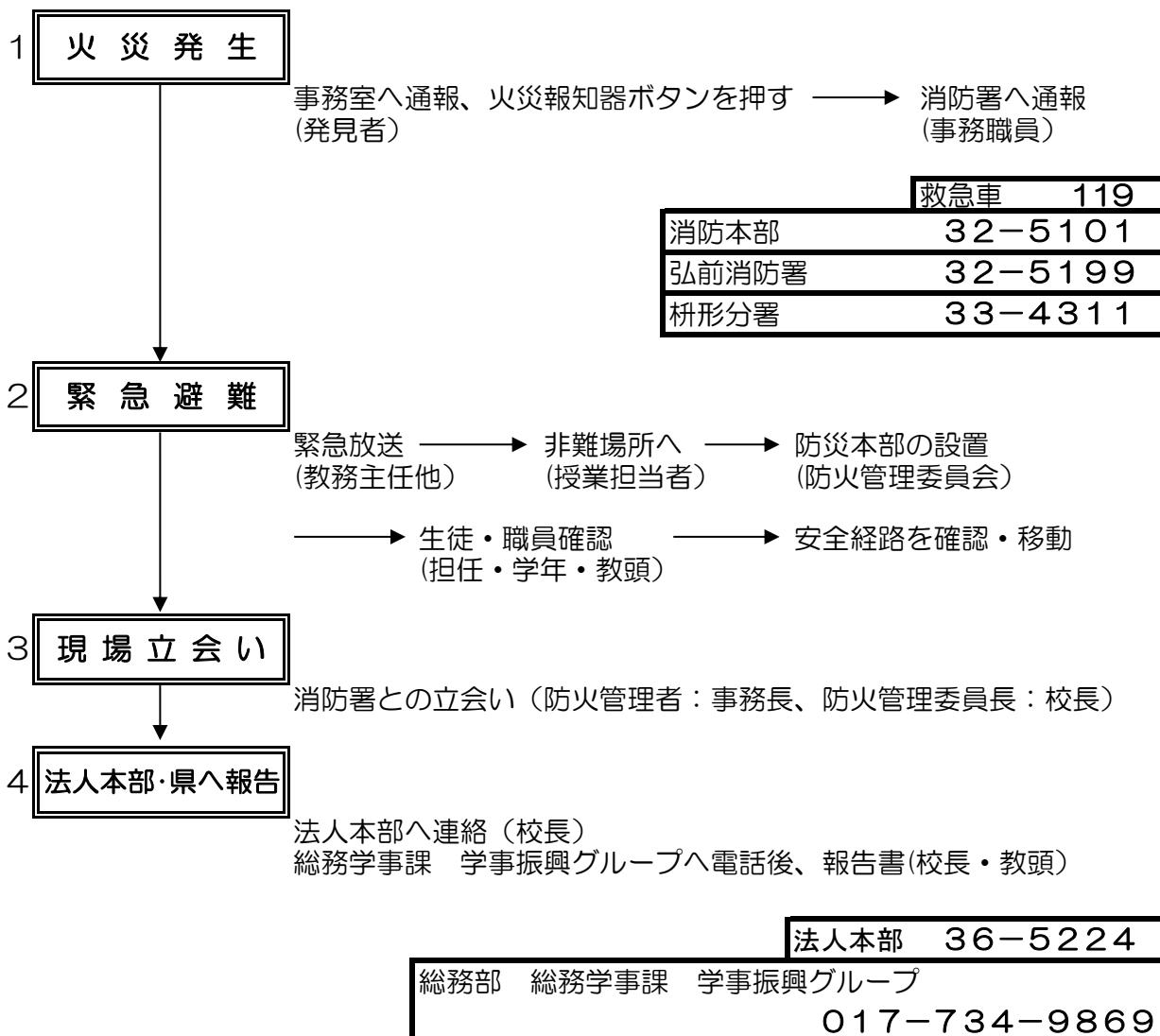
- ①バイタルサイン(呼吸、脈拍、顔色)に注意する
- ②創傷のある場合、患部の観察をする(出血、腫脹、変形など)
- ③疾病者の楽な姿勢をとらせる
- ④疾病者に状態を聞く(気分、痛みなど)
- ⑤疾病者を励ます(声かけをする)

※急性ストレス反応の場合の声かけ

- 「先生がついています」
- 「安心して」
- 「大丈夫だ」などはよいが、「がんばれ」は禁句

- 8 事故発生の関係者は、直ちに原因について調査し、指導にあたる。
- 9 場合によっては、校長・教頭が直ちに病院へ行き、担任や顧問に指示する。

III 火災発生時の対応 (地震・水害・大雪等を含む)



※生徒を帰宅させる場合

- ①家庭または保護者勤務先への連絡(担任・学年)
 - ②安全経路の確認(地震・水害・大雪等)
- JR及び弘南鉄道・弘南バス等の各駅・各停留所の交通情報 (教務部、生徒指導部)

◎ 災害発生時における応急措置

1 生徒の安全確保

- (1) 生徒の在校時に発生した場合は、災害の状況に応じ、生徒の安全な場所へ避難させる。また、登・下校途上及び学校行事の際の安全確保等に万全を期する。
- (2) 生徒の被害が発生した場合は、医療機関等との連絡、応急の救済・手当等適切な措置を講ずる。
- (3) 生徒の在校時以外に発生した場合は、生徒・保護者の安否の確認等、情報収集・伝達に努める。

2 臨時休業の措置

平常通りの登校または授業を継続して行うことにより、生徒の安全確保に支障を来たす恐れがある場合、校長は臨時休業の措置をとる。

3 応急教育に関する措置

- (1) 軽微な被害の場合、応急修理で授業を実施する。
全面的に使用不可能だが短期に復旧できる場合、臨時休業し自宅学習とし、復旧が長期にかかる場合、公的施設あるいは仮設校舎等の使用で行う。
- (2) 応急教育の実施にあたっては、被害程度・教育の場所・教職員の状況により、臨時のホームルーム編成、日課時間の編成、指導計画、担任計画を作成し、長期の場合は連絡方法、自宅学習の方法等に必要な措置を講ずる。

4 生徒の安全・保健衛生に関する措置

- (1) 建物内外の安全点検と修理等を行う。
- (2) 建物内外の清掃、飲料水の浄化と伝染病を予防する。防疫用薬剤や器材を確保する。

5 被災した生徒等の健康管理

被害後、外傷後ストレス障害等、心身の健康状態について把握する。また、被災により精神的に大きな傷害を受けた生徒への心の健康相談等を行う。

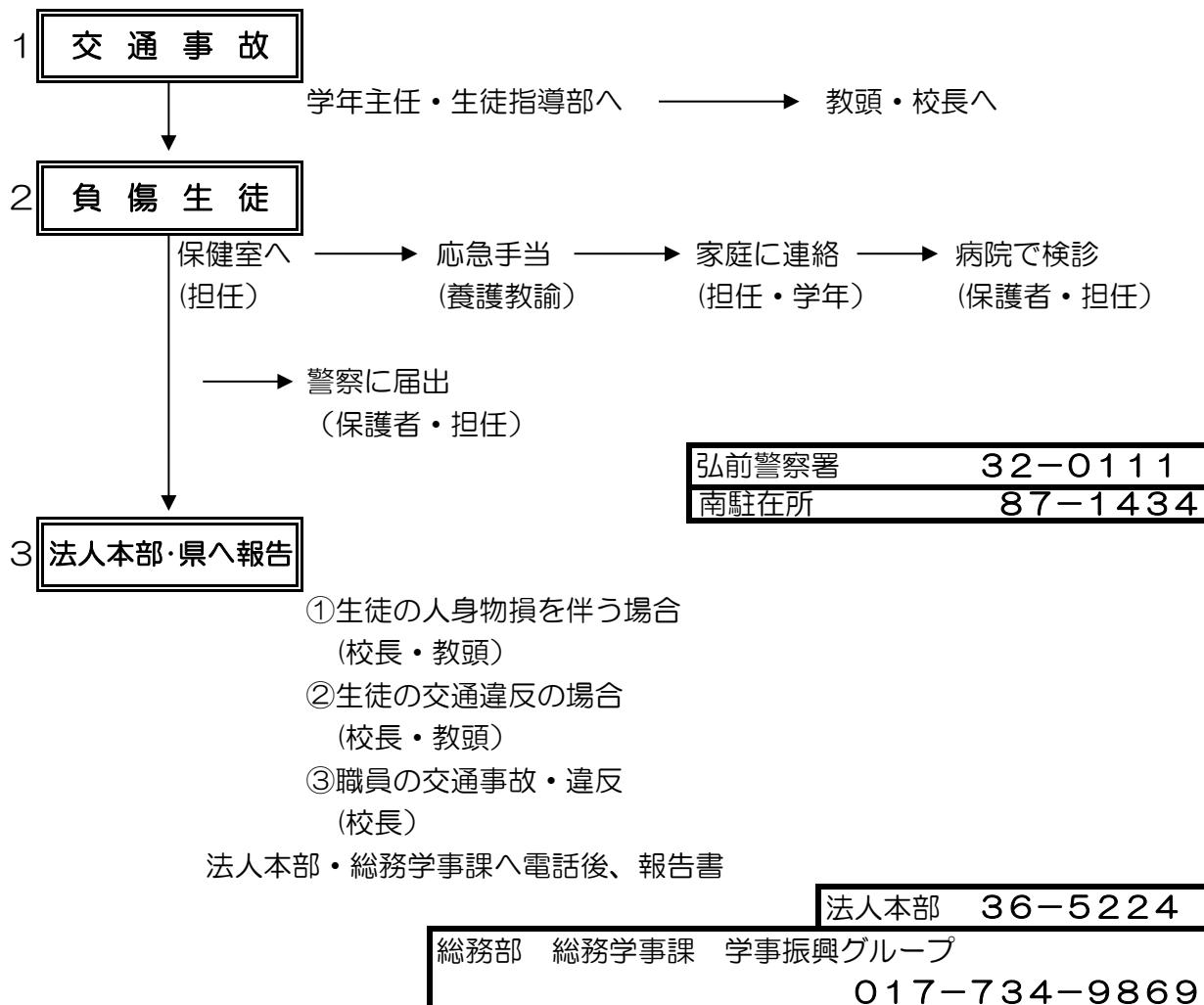
6 生徒及び教職員に対する援助

- (1) 被災者で授業料等の納付が著しく困難な場合、それらの全部または一部を免除する。
- (2) 被災教職員に私立学校振興・共済事業団等の給付措置及び教職員の被害に伴う補充措置を行う。

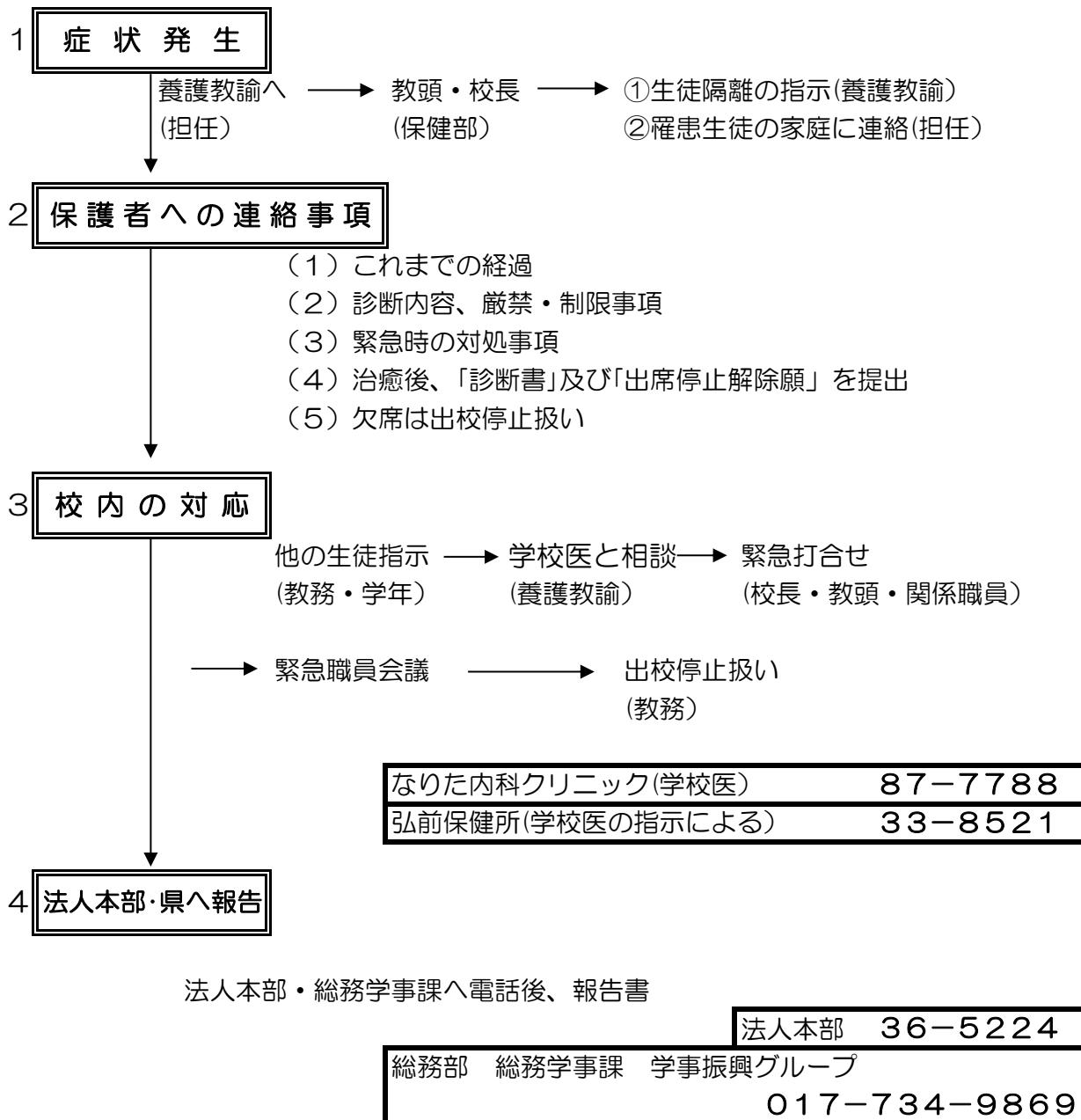
7 被災者救護活動への連携・協力

- (1) 学校が避難場所あるいはボランティア活動の拠点となる場合、県・市等関係機関と連携する。
- (2) 炊き出しなどに協力する。

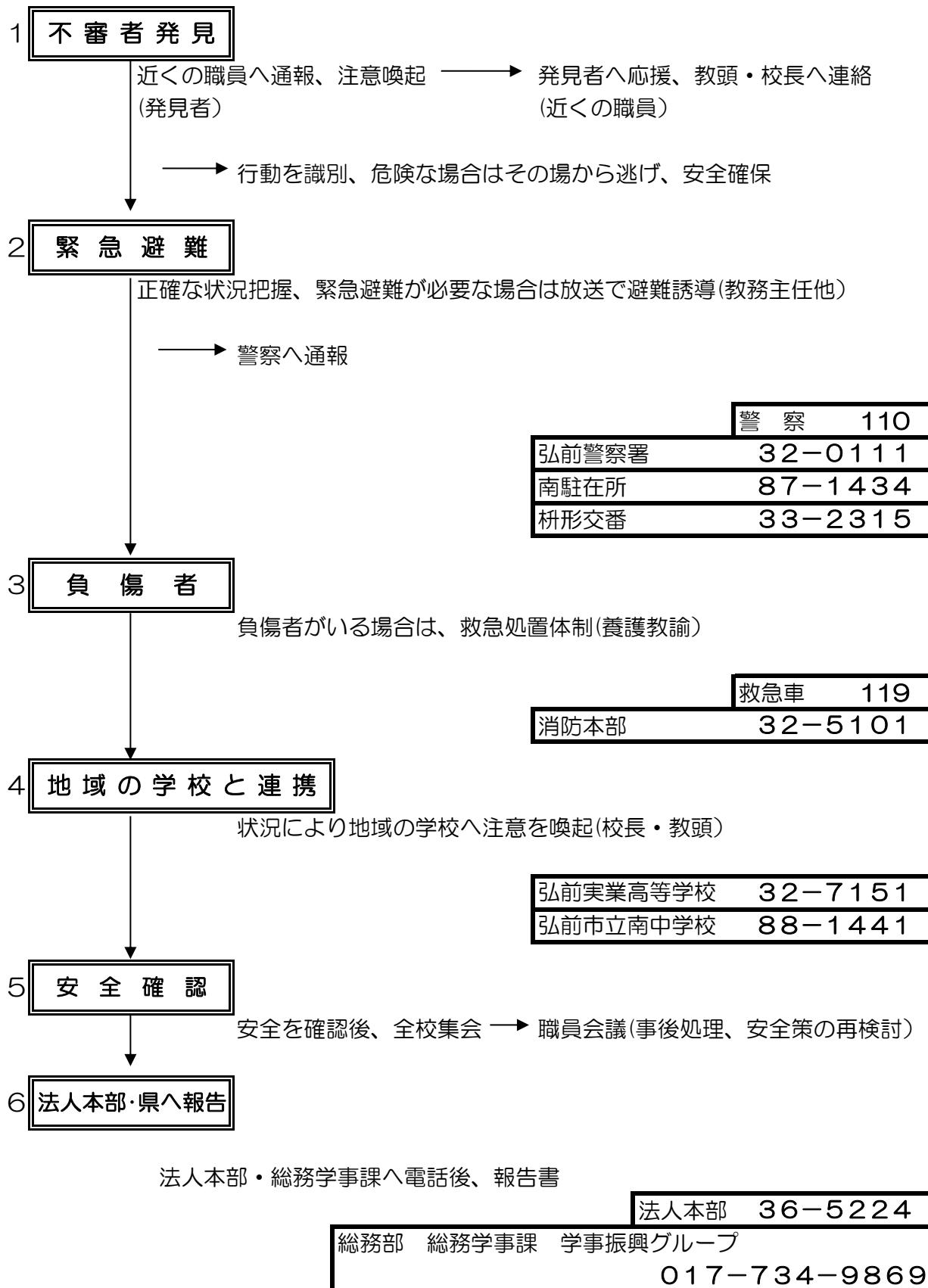
IV 交通事故発生時の対応 (管理下、管理外とも)



V 伝染病・食中毒発生時の対応



VI 不審者侵入時の対応



◎ 不審者侵入への安全管理

1 対策事項

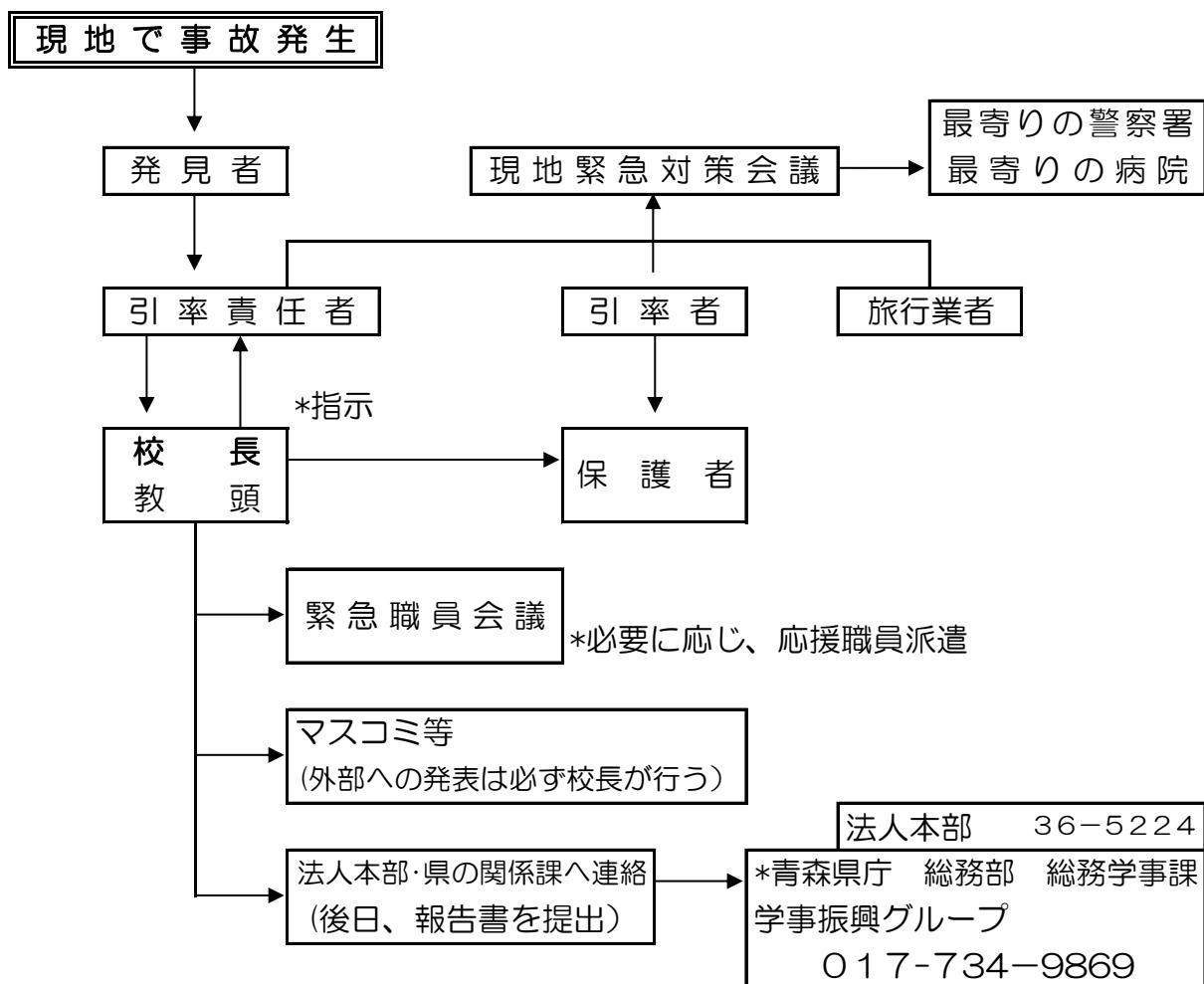
- (1) 出入り口での不審者を識別
- (2) 校舎の巡回等により不審者の発見に努める
- (3) 校内に不審者が立ち入った場合の迅速な連絡、注意喚起、緊急避難の共通理解と指導を徹底する
- (4) 地域、関係機関等との連携をとる
- (5) 登・下校時の通学路、学区内の安全確保をおこなう

2 対応策

- (1) 来訪者に用件、会社名、氏名、在校時間帯を記入させ、名札を着用させる
- (2) 校内を教職員が巡回し、状況を報告する
- (3) 不審者がいる場合、その者の行動を識別し、危険な場合はその場から逃げ、安全を確保し、迅速な連絡をする。緊急避難が必要な場合は、連絡をとり、指示に従って放送によって避難させる
- (4) 警報ベル（携帯）を備え、活用する
- (5) 警察及び地域の学校等と連携をとる
- (6) 必要以外の時間帯は、門扉、出入り口等を閉じ、施錠などにより安全を確保する

VII 修学旅行等における緊急時の対応

1 対応フローチャート



2 修学旅行等の学校管理

修学旅行は、出発から帰宅までの全部が学校管理下にある。

3 事故防止の事項

- (1) 事前の安全指導
- (2) 経路や交通機関の確認
- (3) 宿泊施設や見学先の安全性の確認・点検
- (4) 気象状況への留意
- (5) 交通事故情報への留意
- (6) 保健衛生への配慮

4 想定される緊急事態

食中毒、盗難、病気、怪我、交通事故、誘拐、誘惑など

対応の原則

「報告」「連絡」「相談」の徹底

集団生徒引率のポイント

- 1 生徒の安全確保
- 2 集団行動の計画どおりの実施
- 3 生徒指導の敏速な対応処置

災害発生時の教職員の心構え

- 1 人命尊重を最優先する
- 2 本部(校長)の指示に従う
- 3 弱い生徒をかばって行動する

5 生徒への指導事項等

(1) 指揮命令系統を遵守する

(2) 校長に情報を集約する。生徒の状況(特に生徒数)を正確に報告する

(3) 簡潔明瞭な指示をする

「火災(地震)発生、先生の指示に従え」「順番に、急ぎ足で、口をとじろ」

(4) 態度は沈着、行動は迅速に

(5) 生徒から不安感を取り除く言葉かけをする

「先生はここにいるぞ、安心しろ」「大丈夫、先生がついている」

(6) 心身の障害のある生徒の安全管理に努める

(7) 状況の変化に対して、臨機応変の処置をとる

指揮命令系統遵守が原則であるが、現場の状況変化に応じて教職員の判断になる

(8) 教師自身の安全に留意する

VIII 心身の悩みへの対応

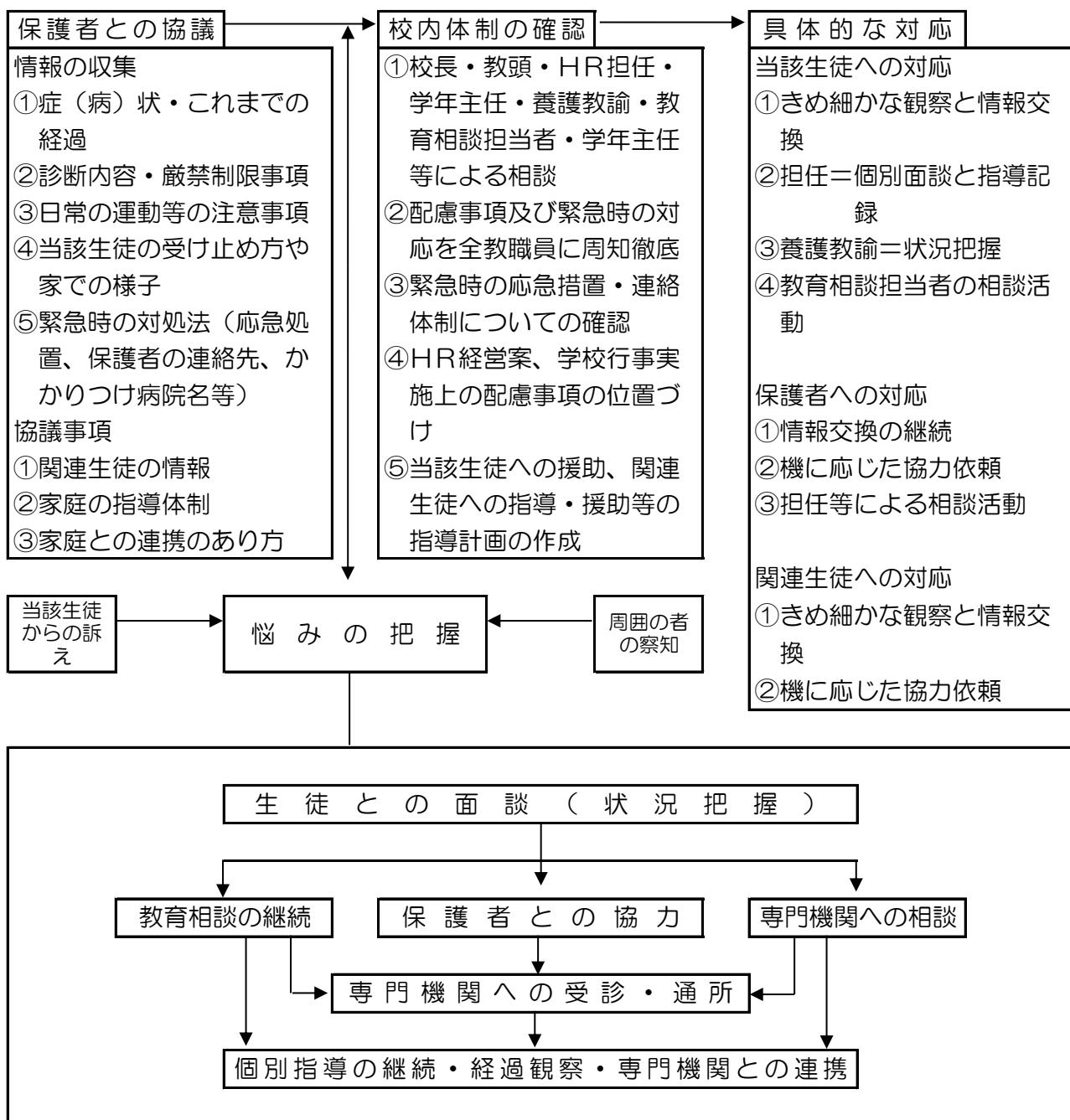
1 心のケアの対策

事故、災害、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント等が発生した場合、当該生徒「被害・加害」及び関連「傍観者等」生徒に対しての心のケアが必要である。

2 対象者の現象

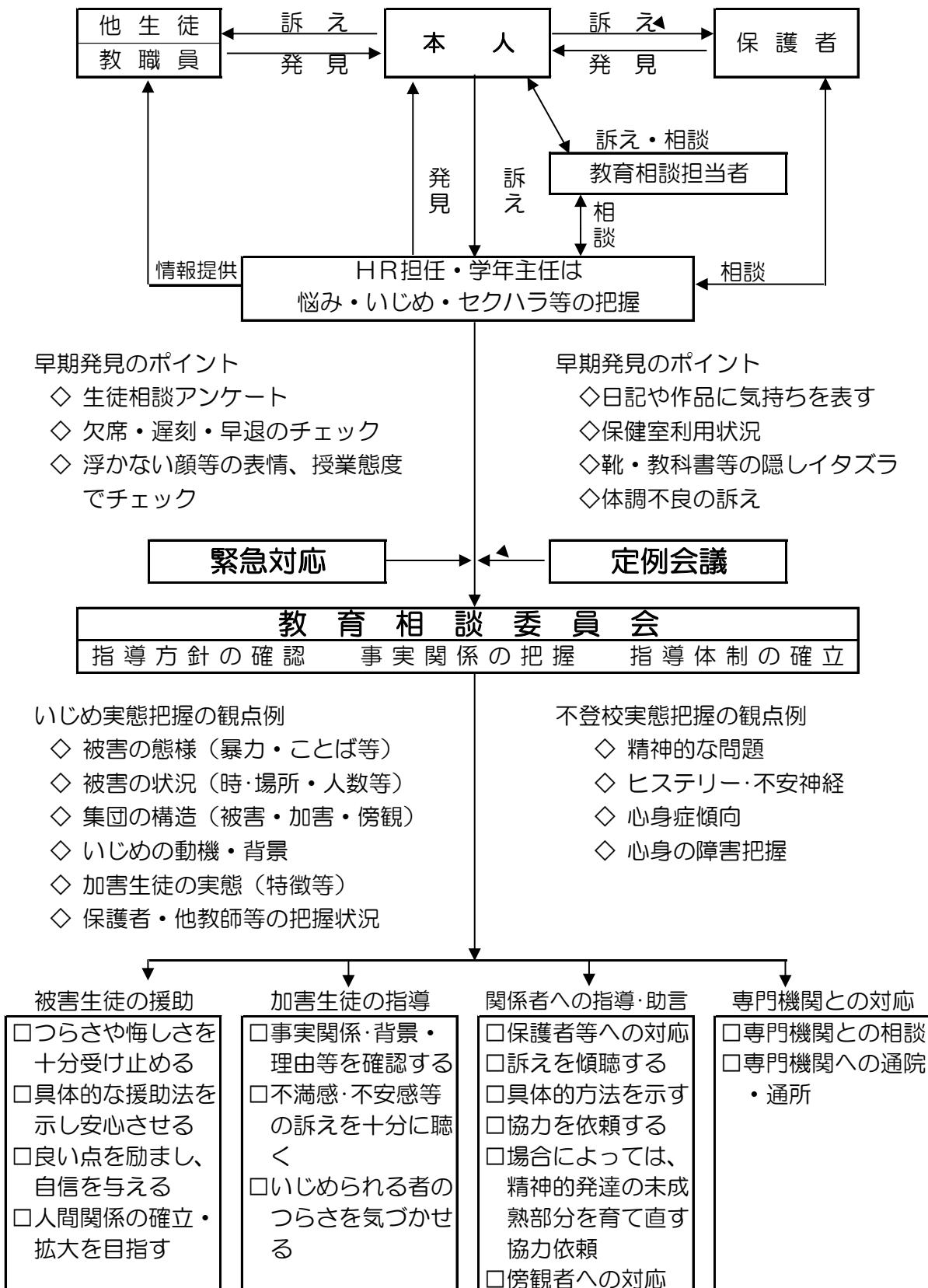
- (1) 生徒は、その場で急激なストレスにより、一時的に会話不能・歩行困難・多弁多動などに陥りやすい。
- (2) その後、数日たってから、場合によっては数カ月後に不登校・食欲不振・過食・不眠・多動・急な興奮・器物破損・自傷行為・暴力などに及ぶことがある。

3 指導の基本的な考え方



IX いじめ等への対応

◎いじめ・不登校の早期対応



X セクシュアル・ハラスメントへの対応

1 セクシュアル・ハラスメントとは

- (1) 他のものを不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。
- (2) 学校の教職員と生徒の保護者との関係において、教職員から性的な关心や欲求に基づく相手を不快にする言動又は性別により役割を分担すべきとする意識に基づく相手を不快にする言動。
- (3) その他、生徒から教職員へ、教職員から生徒へ、または生徒の間で相手を不快にさせる性的な言動。

2 生徒への指導

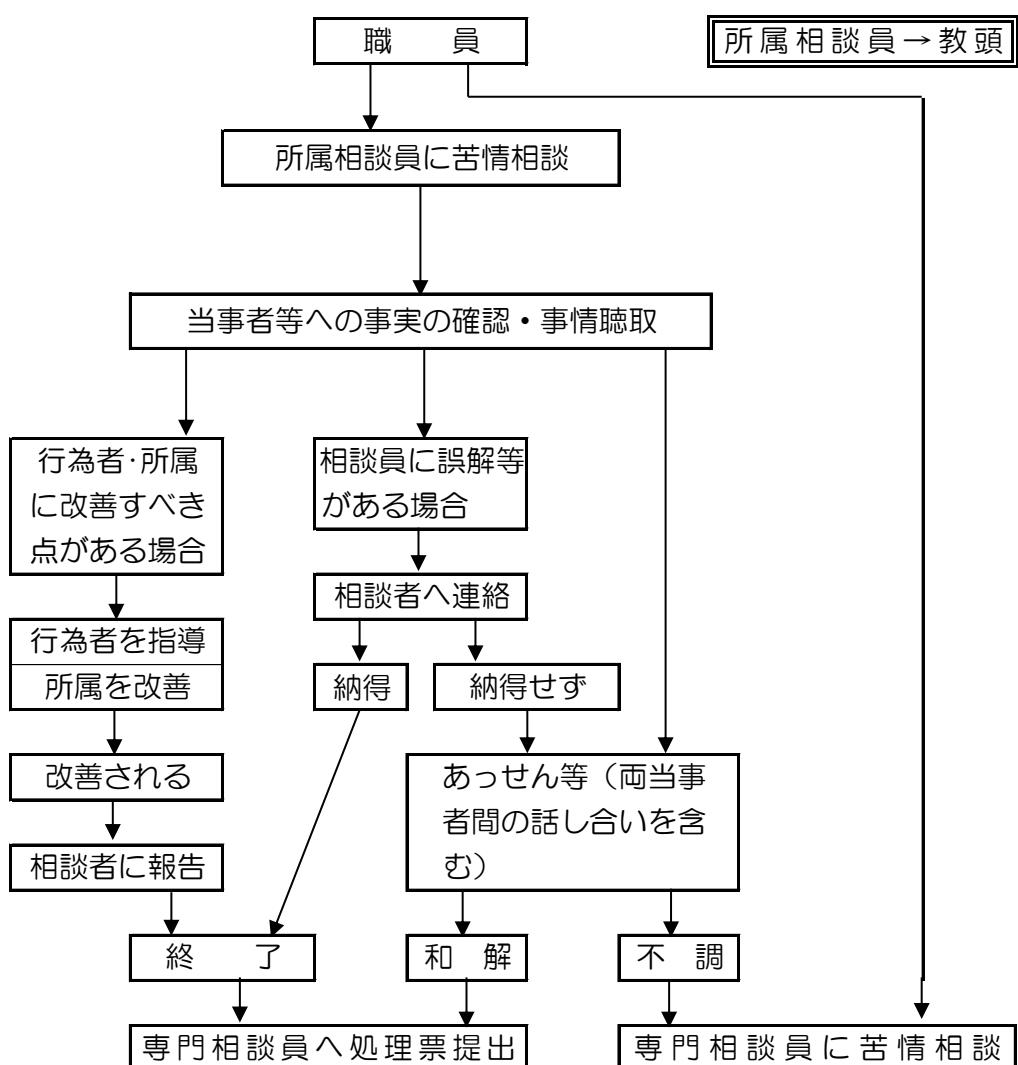
生徒の心身の発達段階を考慮し、適切な配慮をする。

3 苦情処理

(1) 基本的な心構え

ア被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つ
イ事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける
ウ関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を厳守する。

(2) 所属相談員への教職員からの相談



X I 緊急保護者会の開催

1 開催の判断

緊急保護者会の開催については、次のような点を考慮して判断する。

- (1) 事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- (2) 生徒および保護者に不安感や学校に対する不信感が高まっている、又は、高まる可能性があること。

2 開催の目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- (1) 事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- (2) 学校運営の正常化を図るために対応方針を説明し、保護者や地域住民の人々の協力を求める。
- (3) 学校の対応方針等に対する保護者の希望や考え方を聞く。

3 実施上の留意点

緊急保護者会の開催においては、次のようなことに留意する。

(1) 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

(2) 個人情報への配慮

事件・事故に係わる生徒の人権やプライバシーについて最大限の配慮をする。

(3) 教職員の共通理解

保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について共通理解を図つておく。

(4) 誠意ある対応

保護者会においては、様々な意見や要望が出されることが考えられる。これらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

(5) 法人本部や県の関係機関・PTA役員との連携

開催目的・内容等について、法人本部や総務学事課、PTA役員と事前に協議する。必要に応じて本部職員や総務学事課の助言を求めたり、同席を依頼する。

X II 報道関係者への対応

1 対応の基本姿勢

(1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限考慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合にはその旨を説明し理解を求める。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明することができる。学校と報道機関の関係が協力的ものとなるよう誠意を持って対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口になり一本化する。どちらが窓口になるかはあらかじめ協議しておく。

(2) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材方法に関するお願ひを文書等で行う。例えば「校内への立ち入りに関して」「取材場所・時間に関して」「生徒や教職員に対する取材に関して」等である。

(3) 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後で連絡が必要になる場合があるので、必ず、社名・記者名及び連絡先を確認しておく。

(4) 取材意図の確認と準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成するなどの確な回答ができるよう準備しておく。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分がないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような曖昧な返答はしないこと。

(6) 法人本部や総務学事課との連携

記者会見を開くときの留意事項等について助言を得るなど法人本部や総務学事課に支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、法人本部や総務学事課と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間帯等については、学校運営が混乱しないよう考慮したうえで決定する。取材が長期化する場合には記者会見を定例化することも考えられる。

(8) 取材への対応と記録

取材には複数で対応し記録者を決めておく。また、取材内容、報道内容を隨時記録し整理しておく。

記者会見7カ条

- 1 誠意ある対応、素直な陳謝
- 2 ウソ、知ったかぶりは禁物
- 3 「言えないことは言えない」とはっきり断る
- 4 憶測で言わない
- 5 勘違いされる相づちは慎む
- 6 逃げない、待たせない
- 7 資料はきちんと準備する

2017年度学校安全計画

弘前学院聖愛中学高等学校

		4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安 全 教 育	保健 体育	○体育施設用具の安全点検	○(保)交通安全	○運動会の準備 ○体育施設用具の安全点検	○熱中症の予防指導	○(保)応急手当 ○校内のAED設置場所の確認		○冬季スポーツの意義	○体育施設用具の安全点検	○中高スキー教室事前指導(野外活動と安全)	・中高スキー教室(自然体験危険回避等)	○体育施設用具の安全点検
	公民	○現代社会の特徴 ○生存権・環境権	○地方政治と住民参加	○地球環境問題		○青年期の課題	○人間としての在り方・生き方	○公害防止と環境保全	○消費者問題 ○日本の社会保障制度	○人種・民族問題	○国際平和と日本の役割	○経済協力と日本の役割
	理科	○理科室の見学と諸注意－実験の危険防止とふさわしい服装	○実験器具の使用法 ○安全な自然観察と山の歩き方中1サイエンススクール	○薬品の計量と取扱 ○ガスバーナーの点火法	○身のまわりの物質を知る－有害物質の判別と処理 ○実験室整備 ○薬品点検と管理	○エネルギー有効利用と環境保全 ○核燃関係施設見学 ○実験室整備 ○薬品点検と管理	○電気器具の取扱 ○力学実験器具取扱	○地震発生のメカニズム－地震・津波から身を守る	○実験室整備 ○薬品点検と管理	○天気の変化と気象－大雨・大雪・洪水から身を守る	○最先端科学技術の安全利用	○実験室整備 ○薬品点検と管理
	技術 情報 技術報			○中3ものづくり講座(道具理解・危険回避)		○ネットマナーと情報セキュリティー						
	家庭 科	○包丁等調理器具の使い方高1・2 ○食中毒予防 高1・2				○アイロン・ミシン・鉄等の使い方	○包丁等調理器具の使い方中2 ○食中毒予防中2	○風邪予防				
	実習	施設危惧・機械の取扱いと使用上の注意、点検・整備／熱源・電気器具の取扱いと使用上の注意、点検・整備／化学薬品の取扱いと使用上の注意、点検・整備										
	安全 指導	・昇降口立番指導 ・駐輪場巡回指導 ○健康診断 ○高2救急救命講習 ○避難訓練 ○各学年オリエンテーション ○高1生活教室(集団生活) ○中高1入学記念礼拝(各教会へ) ○中高春季大会 ○中高地区大会										
安全 管理	対人 生活 管理	○通学状況調査 ○防災体制の確 ○救急体制の確 ○登下校指導 ○下宿届け	○写生会場安全確認	○中体連夏季大会・高校総体の引率安全確認	○文化祭の安全対策(市民会館・学校)		○ポータブルストップ取扱い指導		○自転車に関する指導		○スキー教室安全確認	○今年度の反省と次年度の計画立案
安全管理	対物 環境 点検	○空気環境測定 ○電気設備点検(2ヶ月毎)	○ボイラ性能点検及び事前整備	○全敷地草刈り ○水質検査	○全敷地草刈り ○消防設備点検 ○空気環境測定	○貯水槽清掃	○暖房施設点検 ○ポータブルストップの点検 ○浄化槽法定検査 ○空気環境測定	○駐輪場点検 ○水質検査	○簡易専用水道検査 ○消防設備点検 ○空気環境測定			○今年度の反省と次年度の計画立案
学校安全に関する組織活動		○中学校生徒指導推進協議会・高校生徒指導協議会 ○PTA総会 ○PTA役員会 ○地区合同自転車街頭交通安全指導 ○合同列車指導										
		○PTA自転車指導 ○全校保護者面談 ○地区小中高生徒指導合同研修会 ○青森県私学研修会生徒指導部会 ○中教研生徒指導部会	○PTA自転車指導 ○青森県高教研生徒指導部会 ○地区合同自転車街頭交通安全指導 ○合同列車指導	○地区合同登校時巡視 ○中教研生徒指導部会		○地区合同大型店舗巡視		○今年度の反省と次年度の計画立案				